

速報!

組合の要求が実現!!

夏季一斉休業日が2日から3日に増えます

2017年度給与削減の交渉で提案した代償措置がついに実現!!

組合が2017年度の給与削減に対する代償措置として要求してきた取り組みがようやく実現します。

本日12月26日熊本大学役員会は、2006年に導入した「夏季一斉休業日」を14年ぶりに見直し、2020年1月1日付で規則改正の上、同年より2日間から3日間とすることを決定しました。

2017年度、使用者は予算確保が困難の理由として、退職手当の見直しによる最大100万円の減額、「給与の総合的見直し」による現給保障期間の終了、さらに扶養手当の引き下げの不利変更を一方的に行ないました。今回の一斉休業日の増加は、この給与削減などに対する代償措置として組合が要求してきた項目のひとつであり、使用者があげる主な改正理由はまさに組合が主張してきたことに他なりません。

賃金をめぐる交渉は、現在も継続しています。2020年4月からは、同一労働同一賃金が施行し、熊本県では非常勤職員へのボーナス支給が始まります。組合は、今後も粘り強く教職員の待遇改善に向けて取り組みます。

組合の活動に賛同していただく方は、ぜひ、組合にご加入いただき、共に働きやすい職場づくりに向けて取り組みましょう!

12月5日に使用者から組合に情報提供された改正の内容と理由は下記のとおりです。



夏季一斉休業の実施概要

改正後の内容

- ・1の年の8月12日から8月16日の期間のうち、学長が指定する休日を除いて原則として連続する3暦日
- ・業務上のやむを得ない理由で取得できない職員は、指定期間(6月～10月、診療業務従事者においては、1年)中において分割取得も可能

改正理由

- ・職員の健康の維持増進と省エネ効果が期待できること
- ・多くの大学が3日の一斉休業を導入していること
- ・前学期の授業が終了し、夏季休業期間となっていること

赤煉瓦

No. 12
2019. 12. 26

熊本大学教職員組合

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>